

介護保険 訪問看護重要事項説明書（予防訪問看護を含む）

1 訪問看護事業者の概要

名 称	国保国吉病院組合		
代表者名	国保国吉病院組合 管理者 小路 正和		
所在地・連絡先	住所	千葉県いすみ市苅谷 1 1 7 7 番地	
	電話	0 4 7 0 - 8 6 - 2 3 1 1	
	FAX	0 4 7 0 - 8 6 - 4 8 7 7	

2 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び事業所番号

事業所名	いすみ訪問看護ステーション		
所在地・連絡先	住所	千葉県いすみ市苅谷 1 1 7 7 番地	
	電話	0 4 7 0 - 8 6 - 2 3 1 1	
	FAX	0 4 7 0 - 8 6 - 6 5 6 5	
事業所番号	1 2 6 4 9 9 0 0 3 2		
管理者名	長谷川 恵		

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)			常勤換算後の人数 (人)
		常勤 (人)	非常勤 (人)	
管理者 (看護師)	1	1		1
看護職員	2 以上	2 以上		2 以上
理学・作業療法士	1 以上	1 以上		
事務職員	1		1	

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者 (看護師)	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15) 常勤で勤務	
看護職員 理学・作業療法士	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15) 常勤及び非常勤で勤務	
事務職員	非常勤	

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	いすみ市、大多喜町、御宿町
---------	---------------

### (5) 営業日

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15/土曜日 8:30～12:30
休業日	日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)

### 3 サービス内容

「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行なうサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行ないます。

- ①病状・全身状態の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等日常生活の援助
- ④褥瘡の予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

### 4 利用料金

- (1) 利用者は料金表(別紙)に定めた訪問看護に対する所定の利用料及びサービスを提供するうえで別途必要になった費用を払うものとします。
- (2) 毎月15日から月末までの間に前月分の利用料金をいすみ医療センター総合受付にてお支払いください。(例)4月分は5月15日以降となります。
- (3) 支払い時、保険証又は資格確認証・受給者証等を確認しますので、持参して下さい。その際、自己負担上限額管理票をお持ちの方は記入依頼をしてください。

#### ■会計窓口(いすみ医療センター総合受付)

月曜日～金曜日 8:30から17:00

(土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日を除く)

※交通の便の関係や、窓口時間内の来院が困難な時にはご相談下さい。

#### (4) 交通費

訪問実施地域	負担額
いすみ市、大多喜町、御宿町	無料
上記以外の地域 半径16km圏内	5km未満 440円 5km以上は1km増すごとに110円加算 休日及び診療時間外は金額を5割増とする

※上記は自動車使用の場合。他の交通機関を使用の場合は実費を頂きます。

(5) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者負担となります。

(6) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、以下のキャンセル料を頂きます。ただし、利用者の病状の急変、やむを得ない事情のある場合は、不要です。

利用日の2日前まで連絡があった場合	無料
利用日の前日まで連絡があった場合	利用料自己負担の50%
利用日の前日まで連絡がなかった場合	利用料自己負担の80%

5 運営の方針

(1) 訪問看護の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。

(2) 事業の実施に当たっては、地域の保健、医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

6 緊急時などにおける対応

訪問看護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

7 事故発生時の対応

万一、利用者に事故が発生した場合は、すみやかに家族等関係者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

8 虐待防止について

1 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について、職員に周知徹底を図ります。

(2) 虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 サービス提供中にあって当該職員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

9 感染対策について

事業者は、感染症の予防又は蔓延を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 感染症の対策のための委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

- (2) 感染症の対策のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の対策のための研修を定期的 to 実施します。

10 身体拘束の原則禁止

サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ない場合は、本人又は家族に対し、説明し同意を得た上で必要な事項を記載することとします。

11 業務継続に向けた取り組み

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

12 災害時に関する事項

(1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者のサービスの遂行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合や連絡無しにサービスを停止することがあります。

職員の安全を確保した上で利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。訪問中の災害は、職員の安全確保のため、最低限のケアをした後、退出させていただきます。

(2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者のサービスの遂行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償を事業者は負わないものとします。

13 苦情の受付について

(1) 事業者に対する苦情やご相談は以下で承ります。

当事業所利用者相談窓口	窓口責任者 長谷川 恵 ご利用時間 月～金曜日 8:30～17:15 土曜日 8:30～12:30 電話番号 0470-86-2311
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険相談室	043-254-7428
市町村介護保険班	いすみ市 0470-62-1118
	大多喜町 0470-82-2168
	御宿町 0470-68-6716

14 秘密の保持

事業者が行う訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は固く秘密を保持します。従業員が退職後も在職中に知り得た秘密をもらすことがないよう、必要な措置を講じます。

## 15 針刺し事故発生時における感染症検査について

本事業所のスタッフが、サービス提供中に使用済の注射針などで誤って自身の身体を傷つける事故（針刺し事故）が発生した場合、感染症の有無を確認し、迅速に適切な予防措置を講じる必要があります。つきましては、万が一事故が発生した場合には、利用者様の血液検査（HIV、B型肝炎、C型肝炎等）の実施にご協力をお願いします。なお、検査に要する費用は原則いすみ医療センター負担ですが、針刺し事故の状況によっては、利用者様の負担となる事もありますのでその際は相談します。